

原議保存期間10年
(平成33年12月31日まで)

各管区警察局長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁保発第101号
平成23年6月15日
警察庁生活安全局保安課長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第8条に定めるぱちんこ営業の営業所の構造及び設備の技術上の基準に係る運用方針の明確化について
(通達)

ぱちんこ営業(ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第7条に規定する営業)については、近年、営業競争の激化を背景に客室内に広告物等を設置したり、分煙意識の高まりを受けて分煙パネルを設置したりするなど、営業所の客室内に置かれる設備が形状、内容共に多様化している状況にある。

このため、各都道府県警察にあっては、日々それらの適否について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。)第8条に定めるぱちんこ営業の営業所の構造及び設備の技術上の基準等に照らして判断を行っているところであるが、特に、客室に設置することが禁止されている「見通しを妨げる設備」(施行規則第8条の表の法第2条第1項第7号に掲げる営業の項の下欄第1号)について、ぱちんこ営業者等へのより適正な指導及び取締りを図るため、各都道府県警察の判断に斉一性を確保する必要性が生じているところである。

そこで、この度、「見通しを妨げる設備」について、下記のとおり運用方針を明確化したので、各都道府県警察にあっては、ぱちんこ営業の営業所に置かれている設備の実態を的確に把握し、ぱちんこ営業者及び当該営業者が営業所ごとに選任している管理者(以下「営業者等」という。)に対する厳正な指導及び取締りを推進されたい。

記

1 風営法違反の該当性

風俗営業の営業所の構造及び設備については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第12条において、「風俗営業者は、営業所の構造及び設備を、第4条第2項第1号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。」と規定されており、この技術上の基準である施行規則第8条では、「客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。」(法第2条第1項第7号に掲げる営業の項の下欄第1号)等が定められている。

この「見通しを妨げる設備」については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

関する法律等の解釈運用基準について」(平成22年7月9日付け警察庁丙保発第14号、丙少発第22号。以下「解釈運用基準」という。)第11中8(1)において、仕切り、つい立て、カーテン、背の高いいす(おおむね高さが1メートル以上のもの)等をいうこととされており、風俗営業の営業所において、解釈運用基準に示された設備その他の客室の見通しを妨げる設備が設けられている場合は、風営法第12条の営業所の構造及び設備の維持義務違反に該当する。

2 見通しを妨げる設備についての考え方

施行規則第8条において、「客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと」との基準が設けられている趣旨は、風俗営業の営業所内において、善良の風俗を害するような行き過ぎた行為が行われることを未然に防止しようとするところにある。ここで、客室に置かれる設備については、様々な形状のものが想定され、それらが置かれる位置もまた様々であることが想定される。当該規制の趣旨に鑑みれば、客室に置かれる設備について、一定の形式的な基準のみをもって直ちに「見通しを妨げる設備」と判断することは妥当でなく、それが設けられたときに、実際にその周囲の見通しを妨げるものであるかにより判断することが妥当である。

そこで、ぱちんこ営業の営業所における次のような設備については、殊更に客室の見通しを妨げるおそれが高い位置にない限り、原則として、「見通しを妨げる設備」に該当しない取扱いとする。

- (1) 高さが1メートル以上の設備であって、以下の例のように、当該設備を設置した状況において、客室内部の見通しを妨げるものでないもの(客室の特定の位置から見た際に、客室内部の一部の見通しを妨げる場合であっても、当該位置において顔や体を若干ずらすことにより、見通しが妨げられていた箇所を見通すことができる程度のものを含む。)については、「見通しを妨げる設備」に該当しない取扱いとする。

ア 常時1.7メートル以上の高さに位置する設備

例：天井からつり下げられている看板であって、下端が高さ1.7メートル以上のもの

いわゆる島(この通達においては、相互に密着した、ぱちんこ営業の用に供するための遊技機及び周辺機器並びにこれらを設置するための設備の一群をいう。以下同じ。)の上部に設置される旗や看板であって、下端が高さ1.7メートル以上のもの

イ 壁に付設される設備(壁と設備との間に人が入ることのできる隙間がないもの)

例：壁に設置されるイーゼルや自動販売機等

ウ 島端に接着して設置される設備(厚みが客室の見通しを妨げない程度に薄く、両端が島端の幅員に収まり、上端が島端の上端を超えないものを、島端にほぼ平行に

設置する場合に限る。ただし、島端の上端の高さが1.7メートル以上の場合は、島端の上端を超えることができる。）

例：島端に掲示される看板、島端に接着して置かれるイーゼルやホワイトボード等（自動販売機や本棚等を除く。）

エ 無色透明の仕切り板等（客室を完全に仕切るもの及びポスターを貼付するなどして客室の見通しを妨げているものを除く。）

例：無色透明の分煙パーテーション

オ 賞品を陳列するための設備（棚、ワゴン、ケース等をいい、壁に付設したものを除く。）であって、高さがおおむね1.5メートル以下のもの（「ぱちんこ営業に係る賞品の取りそろえの更なる充実に向けたぱちんこ業者に対する指導及び取締りについて」（平成18年12月20日付け警察庁丁生環発第348号）3参照）

(2) 常態的に移動する設備

客室内を常態的に移動し、停止する場合も一時的な停止にとどまるものについては、「見通しを妨げる設備」に該当しない取扱いとする。

例：ワゴンサービスのワゴン

他方で、容易に移動や取り外しができる設備であっても、常態的に移動するものではないものについては、上記のような取扱いはせず、改めて客室の見通しを妨げる設備か否かを判断することとなる。

例：移動可能な非透明のパーテーション

(3) いわゆる島設備

いわゆる島設備（この通達においては、ぱちんこ営業の用に供するための遊技機及び周辺機器を設置するための設備をいう。）は、ぱちんこ営業の用に供するための遊技機及び周辺機器を設置している場合に限り、「見通しを妨げる設備」に該当しない取扱いとする。

3 速やかな行政処分の実施等

営業所の構造及び設備の維持義務違反を認めた場合は、業者等に対して必要な行政指導を行うほか悪質な違反形態については、違反状態の解消等を図るため速やかに風営法第25条に基づく指示処分を課すこと。

なお、営業所の構造及び設備の維持義務違反に係る指示は、技術的な基準に従うべきことを命ずる不利益処分であり、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項第3号の規定により弁明の機会の付与を経ないで処分することができるものと解されている（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の規定による不利益処分に係る意見陳述のための手続について」（平成14年1月22日付け警察庁丁生環発第15号）1オ(イ)参照）ことに留意すること。

ところで、営業所の構造及び設備の維持義務に対する違反状態については、速やかに解消される必要がある一方で、これを是正するための行政処分の実施に当たっては、その擬律判断について、同一県内又は隣接他県との間で説明責任を果たせないまでの差異が生じることがあってはならない。そこで、行政処分の実施に当たっては、過去の類似事例の確認を徹底するとともに、その基礎として、過去の行政処分状況（個々の事案についての処分事由、処分内容等）を、少なくとも同一県内の風俗行政担当者が共有できるようにする取組を進めること。

4 営業者等に対する指導の徹底

許可事務及び立入りの際には、その都度、営業者等に適時適切な指導を行うほか、施行規則第37条各号に規定する管理者の業務の実施状況の把握に努める（「風俗営業の営業所における管理者に関する施策の推進について」（平成14年3月31日付け警察庁丁生環発第80号）参照）とともに、風営法第24条第6項に基づく管理者講習の際には、管内における営業所の構造及び設備の維持義務違反の実態に即した具体的な指導に配慮すること。

また、本通達の趣旨及び各都道府県の実態を踏まえ、営業所の設備に関し、管理者が行うべき業務について臨時講習の必要が認められる特別の事情がある場合は、その実施に努めること。

5 ぱちんこ営業者の団体に対する指導と営業の健全化に向けた自主的活動の要請

警視庁及び各道府県警察本部の風俗営業担当課においては、ぱちんこ営業者で構成される遊技場組合等の団体に対して本通達の趣旨を徹底させるための働き掛けを行い、営業所の構造及び設備の維持義務違反の一掃に向けた自主的な取組を促すこと。

6 報告

当分の間、営業所の構造及び設備の維持義務違反に係る指示処分等を行った場合及び関係団体に行った指導又は働き掛け等に対する特異な動向等を把握した場合には、警察庁生活安全局保安課宛て報告されたい。